

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社NTTデータ・エム・シー・エス 千葉県松戸市松戸2059番地
工事等の名称	松戸市住民系基幹システム用プリンタ等関連機器賃貸借（再リース）
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	月額 682,000円
工事等の概要	松戸市住民系基幹システム用プリンタ等関連機器の賃貸借
随意契約の理由	松戸市住民系基幹システム用プリンタ等関連機器賃貸借は、本市の基幹系業務で使用する基幹系システム（住民記録関連、税関連、福祉関連）および基幹系業務を行う各課で利用する端末から、様々な帳票類を出力するプリンタを賃借するものである。 令和8年3月31日付けで賃借期間が満了する当該プリンタにおいて、以下を踏まえ再リースを実施する。 1 機器使用に関して、長期使用に伴う大きな障害は発生していない。 2 延長して賃貸借することにより、機器の月額賃貸借料を減額することができ、コストメリットが生じる。 3 再リースによって、構築期間の削減が図れるほか、導入後の安定稼働の担保を図ることができる。 4 当市の導入実績を備えており、機器、システムの安定稼働を確保するために障害時の迅速な対応ができる。

	よって、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、再リースを実施することが、運用及びコストに関し効果的といえる。 以上のことを踏まえ、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、現行の契約締結業者である株式会社NTTデータ・エム・シー・エスおよびFLCS株式会社千葉支店を相手方に再リースとして随意契約することが、適法かつ妥当であると思料する。また、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、1者のみから見積書を徴するものとする。
--	---